

災害時における物資供給の協力に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）とコムパックシステム株式会社（以下「乙」という。）は、上田市において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙と相互に協力して被災者に対する物資の供給を迅速かつ円滑に行うために、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲が物資を必要とする時には、甲は乙に対して物資の供給について協力を要請することができる。

（供給物資の種類）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の種類は次のとおりとし、乙が調達可能な物資とする。

- （1）段ボール製簡易ベッド、段ボール製間仕切り（折り畳んだ状態のもの）
- （2）段ボール製シート、段ボールケース等の段ボール製品
- （3）粘着テープ
- （4）その他乙の取扱商品

（要請手続）

第4条 甲の乙に対する要請手続は物資供給要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の供給）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り、物資の優先供給に努めるものとする。

- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給後速やかにその実施状況を物資供給報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 乙は、甲と調整のうえ、甲が指定する場所へ物資を納入するものとし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認のうえ引き取るものとする。

- 2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙は必要に応じて、甲に対し運搬の協力を求めることができる。
- 3 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用負担)

第7条 第5条及び第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する報告書等に基づき、災害発生時直前における価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用の支払い)

第8条 物資の供給及び運搬に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときには、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(平常時の協力)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 平常時において、甲が防災訓練等を実施するにあたり、乙の協力を要請した場合、乙は業務に支障をきたさない範囲で参加し、供給物資に関して市民への周知に努める。

(その他の支援)

第10条 乙は、災害時における甲からの要請時に、避難所等に乙の社員を派遣し、第3条の物資について組立作業の補助や指導を行うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、期間満了日までに、甲乙いずれからも協定解消の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年3月15日

長野県上田市大手一丁目11番16号
甲 上田市
上田市長 母袋 創一

長野県上田市秋和940
乙 コムパックシステム株式会社
代表取締役社長 鈴木 由彦